

お客さま各位

2025 年 3 月

株式会社 東日本銀行

当座勘定規定の改定について

平素より、東日本銀行をご利用くださりまして誠にありがとうございます。
手形・小切手の申込受付停止に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前からお取り引きがあるお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象規定

規定名	改定・廃止
当座勘定規定（一般当座用）	改定
当座勘定規定（個人当座用）	改定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	今回廃止

2. 改定日

2026 年 1 月 5 日（月）

3. 改定内容

当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
第 7 条(手形、小切手の支払) (略) (3) 当座勘定の払い戻しの場合には、小切手を使用してください。	第 7 条(手形、小切手等の支払) (略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または <u>当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。 (4) 前項の払い戻しの手続きに加え、当座勘定から <u>の払い戻しを受けることについて正当な権限を 有にすることを確認するため、本人確認書類の 提示等の手続きを求めることがあります。この場合、 当行が必要と認めるときは、この確認ができるま では払い戻しを行いません。</u>
第 8 条(手形、小切手用紙) (略)	<u>第 8 条(手形、小切手用紙等)</u> (略)

<p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>(5) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(7) 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(略)</p>
<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第12条(手数料等の引き落とし)</p> <p>(1) 当行が受けるべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からそのきんがくを引き落とすことができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条(手数料等の引き落とし)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、代表者、代理人、住所、電話番号その他届け出事項に変更があった場合には、ただちに当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>(略)</p>	<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u>、印章を失った場合、または印章、氏名、名称、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、ただちに当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>(略)</p>
<p>第17条(署名鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届け出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損額については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>第17条(署名鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p>
<p>第27条(取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p> <p>(略)</p>	<p>第27条(取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u>は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p> <p>(略)</p>
<p>第29条(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第29条(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行ホームページへの掲載</u>による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(略)</p>

当座勘定規定(個人当座用)

改定前	改定後
<p>第7条(小切手、手形等の支払) (略)</p> <p>(4) 当座勘定の払い戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振り出した小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(小切手、手形等の支払) (略)</p> <p>(4) 当座勘定の払い戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振り出した小切手または<u>当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>(5) <u>前項の払い戻しの手続きに加え、当座勘定からの払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。</u></p>
<p>第8条(手形、小切手用紙) (略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙等) (略)</p> <p>(5) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(7) <u>払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</u></p>
<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された小切手、手形、<u>払戻請求書等</u>の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(略)</p>
<p>第10条(支払の選択)</p> <p>同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第10条(支払の選択)</p> <p>同日に数通の小切手、手形、<u>払戻請求書等</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合に</p>	<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合に</p>

<p>は、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (略)</p>	<p>は、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (略)</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。</p>
<p>第15条(届出事項の変更) (1)小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 (略)</p>	<p>第15条(届出事項の変更) (1)手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、払戻請求書を失った場合、または氏名、住所、電話番号その他届け出事項に変更があった場合には、ただちに当行所定の方法により届け出てください。 (略)</p>
<p>第17条(署名鑑照合等) (1)小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (略)</p>	<p>第17条(署名鑑照合等) (1)小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (略)</p>
<p>第27条（取引終了後の処理） (略) (2)前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p>	<p>第27条（取引終了後の処理） (略) (2)前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙、<u>払戻請求書</u>は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p>
<p>第29条（規定の変更） (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (略)</p>	<p>第29条（規定の変更） (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行ホームページへの掲載</u>による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (略)</p>

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)

以上